

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 18 日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

1 担 当

〒559－8558 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号

A T C ビル I T M 棟 9 階

大阪市水道局総務部管財課

電話 06－6616－5462

2 入札に付すべき事項

項 番	売 払 物 品	数 量	初度登録年月 又は 初度検査年月	車台番号	型式
1	大型特殊自動車（ショベル・ローダー）	1 台	平成 4 年 8 月	S15-01265	S15

※ 売払物品は有姿引渡とする。

3 下見の日時及び場所

入札に参加しようとする者は、次の日時及び場所において行う下見に必ず参加し、下見時間内に入札用紙（物品買受申込書）に主管担当者の確認印を受けること

項 番	下 見 の 日 時	下 見 場 所
1	令和 8 年 10 月 9 日（金） 午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分まで	大阪市柴島浄水場 大阪市東淀川区柴島 1 丁目 3－14

※ 下見場所に駐車場所はないため、自動車等での来場は行わないこと

※ 浄水場の入門に際しては、別紙 1 「浄水場の入門に際しての注意事項」を参照すること

4 入札参加資格

- (1) 本市の令和 7・8・9 年度物品売払入札参加承認を受けていること。

なお、承認を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループに本市の令和 7・8・9 年度物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、令和 8 年 10 月 7 日（水）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること

- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者、又は同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者であること

- (5) 転売目的で入札に参加しようとする者は、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）に基づく古物営業許可を受けていること。

5 入札参加に要する書類

- (1) 大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループの発行する「令和 7・8・9 年度物品売払入札参加承認証」の写し（印影が明確に判別できるもの）

※ 令和 7・8・9 年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市ホームページ「不用品売払入札等のご案内」に掲載

(<https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000681015.html>)

- (2) 誓約書（当局所定様式）

別紙 2 のとおり。なお、転売目的で入札に参加しようとする者は、最新の有効な都道府県公安委員会の古物商許可証の写しを併せて提出するものとする。

6 入札用紙（物品買受申込書）及び仕様書の交付期限

本公告の日から令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 5 時 30 分まで。

7 入札用紙（物品買受申込書）の交付方法及び場所

上記 1 にて無償で交付する。

ただし、交付時に上記 5 に記載の書類を提出すること。

8 仕様書の交付方法及び場所

上記 1 にて無償で交付する。また、大阪市水道局のホームページからダウンロード可能である。

※ 大阪市ホームページ「水道局 不用品売払入札案件」に掲載

(https://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/84-Curr.html)

9 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上に相当する額を納付すること。

落札者は本市が交付する納入通知書を用い、令和 8 年10月23日（金）午後 5 時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、落札者は本市が交付する納入通知書を用い、入札日翌開庁日の午後 5 時までに契約金額の全額を納付したことを証する書類を提出する場合は、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第 7 号）第34条第 1 項第 4 号に基づき契約保証金の全部の納付を免除する。

なお、納入通知書の交付は令和 8 年10月16日（金）午前10時以降に上記 1 にて交付する。

12 入札執行場所

大阪市水道局総務部管財課入札室（上記 1 に同じ。）

13 入札書受付期間

大阪市水道局契約規程第23条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は、書留

郵便など配達記録が残る方法により令和8年10月14日（水）午後5時までに上記

1に必着のこと

14 入札執行日時

令和8年10月15日（木）午前10時00分

15 入札の方法

- (1) 入札用紙（物品買受申込書）に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。入札用紙（物品買受申込書）の提出は、個人は本人、法人は代表者、委任状を提出し確認を受けた代理人がいる場合はその代理人が、記名押印すること
- (2) 再度入札は1回限りとする。なお、入札用紙（物品買受申込書）は実施時に交付する。再度入札は初度入札の開札後すぐに行うため、入札書の作成に必要な使用印等を持参しておくこと

16 入札の無効

- (1) 大阪市水道局契約規程第26条第1項各号のいずれかの規定に該当する入札
- (2) 入札用紙（物品買受申込書）に下見時に押印する主管担当者の確認印の無い入札
- (3) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格で行った入札
なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。
- (4) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が次の項目に該当する場合
 - ア 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている
 - イ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている

17 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、納入通知書交付日時及び場所は上記11に同じ。

18 契約金額の納付期日

令和8年11月2日（月）

19 物品引取期限

令和 8 年12月 9 日（水）

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第46条第 1 項を適用し、延滞違約金を徴収する。

20 その他

(1) 落札者が契約保証金を納付しなければならない場合、本市が指定する期限までに納付されなかったときは、大阪市水道局契約規程第30条第 3 項に基づき、落札を無効とする。

(2) 落札決定後契約締結までに落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。

ア 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている

イ 大阪市水道局契約規程第30条第 2 項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるとき

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市水道局契約規程第26条第 1 項第 1 号に該当するものとして、契約の締結を行わないものとする。

21 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

大阪市水道局総務部管財課（管財）

電話06－6616－5458

（入札・契約に関する問い合わせ先）

大阪市水道局総務部管財課（契約）

電話06－6616－5462

（水道局総務部管財課）

浄水場の入門に際しての注意事項

1 入門者は、履行場所が水道法の適用を受ける水道施設(以下、「浄水場等」という。)であることを十分認識するとともに、作業等による事故がお客さまへ与える影響などを十分に理解した上で、浄水場業務に支障のないよう万全の配慮をもって、通行および下見にあたらなければならない。

また、浄水場等への入出門及び浄水場構内での下見について、「受注者等の浄水場における入出門に関する要綱」第 11 条を遵守すること。

なお、要綱は当局ホームページに掲載しているので、下記掲載場所を参照すること。

<要綱の掲載場所>

トップページ≫組織から探す≫水道局≫経営情報≫条例・要綱・審査基準等≫要綱・要領など≫工務部柴島浄水場の要綱・要領

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000668709.html>

2 入出門関係

受注者は浄水場等への入出門に関しては、前項に記載の「受注者等の浄水場における入出門に関する要綱」に基づき、必要な手続きを行うこと。

なお、浄水場の入出門手続きについては当局ホームページに掲載しているので、下記掲載場所の訪問入門について確認すること。

<浄水場の入出門手続きの掲載場所>

トップページ≫組織から探す≫水道局≫事業者の皆さまへ≫その他のお知らせ≫浄水場の入出門手続き(申請)

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000402724.html>

以上

令和 8 年 月 日

大阪市水道局長 様

(買受人)
住 所

商号又は名称

(代表者)氏名

誓 約 書

この度、落札した 中古大型特殊自動車（ショベル・ローダー）1 台 売払については、

(どちらかに○)

転売 { いたします
いたしません

* 最新の有効な都道府県公安委員会の古物商許可証の写しを添付すること。

なお、搬送途中はもちろん、万一破損等により使用不能あるいは不要となった場合にも関係法令等に違反することはいたしません。

また、この契約に関する次の事項を守ることを誓約いたします。

記

1. 物品売払契約書及び仕様書に記載されている事項を遵守します。
2. 上記に違反した場合には、即時貴局の指示に従い処理します。